佐賀県告示第 205 号

土地収用法(昭和 26 年法律第 219 号。以下「法」という。)第 20 条の規定により事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成 25 年 5 月 24 日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 起業者の名称 小城市
- 2 事業の種類 清水地区駐車場整備事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分 小城市小城町松尾字清水地内
 - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、次のとおり法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

(1) 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、小城市小城町松尾字清水地内における 1,549.93 平方 メートルの土地を起業地とする清水地区駐車場整備事業(以下「本件事業」 という。)である。

本件事業は、法第3条第32号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性

本件事業の起業者である小城市は、一般会計等により既に財源措置等を講じていることから、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性

ア 得られる公共の利益

本件事業は、平成19年度に小城市が策定した「小城市総合計画の後期基本計画(計画期間 平成24年度から平成28年度までの5年間)」の中で、観光の振興という施策の基本事業のうち観光・交流資源の充実を目指した施設・設備、周辺環境の整備事業の一環として、小城市清水地区に駐車場及び公衆用トイレを整備するものである。

小城市には小城公園、ホタル鑑賞の祇園川、ムツゴロウ保護区等の観光地が点在しており、年間約49万人の観光客(平成22年度佐賀県観光客動態調査)が訪れている。その中でも清水地区は、古くから全国名水百選の一つである清水川の上流に位置する「清水の滝」への観光客や参道沿いに軒を並べる「鯉料理専門店」への来客で賑わい、本市観光の最重点地区であるが、ピーク時は年間40万人を超えていた観光客も平成22年調査では20万人と半減し、17軒あった「鯉料理専門店」も現在では9軒と減少している。

このような状況の中、5月の連休には清水観光振興会主催の「清水鯉まつり」及び11月15日から23日までの9日間、清水の滝ライトアップ実行委員会が実施する「清水竹灯り」といったイベントを開催し、観光客の増加に努めている。しかしながら、当該地区は山間部の公共交通網のない集落であり、観光客の集客のためには駐車場が必要な状態であるにもかかわらず、現在、清水地区には公共の駐車場がなく、地区内の寺院である宝地院の駐車場を利用している状況である。

さらに、長崎自動車道小城パーキングエリアに接続されるスマートイ

ンターチェンジが平成 29 年度に供用開始予定となっており、当地区を 訪れる観光客の増加が見込まれ、駐車場及び公衆トイレを整備し、受け 入れ態勢を整える必要がある。

このような状況に対処するため、本件事業において、普通車 29 台、大型バス 3 台が駐車可能なアスファルト舗装の駐車場及び公衆トイレを整備するものである。

なお、本件事業の施行に当たっては、本件起業地周辺が観光地であること、及び本件起業地が河川沿いであることから、工事機械には排出ガス対策型及び低騒音型を使用して周辺環境に配慮するとともに、振動や濁水流出の防止に努めることとされており、周辺の環境への影響は軽微なものと判断される。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度 存するものと認められる。

イ 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法(平成9年法律第81号)及び佐賀県環境影響評価条例(平成11年佐賀県条例第25号)に基づく環境影響評価が義務付けられた事業には該当しないが、起業者が任意で本件起業地内の調査を行ったところ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)に基づき指定される希少な動植物の生息及び植生は確認されていない。

また、本件起業地内には、文化財保護法(昭和25年法律第214号)第95条第1項の規定による周知の埋蔵文化財包蔵地は確認されていないことから、これら埋蔵文化財に与える影響はないものと判断される。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

ウ 代替案との比較

本件起業地については、立地条件、交通の利便性、事業費等を考慮した3つの候補地について、社会的観点及び経済的観点から総合的に検討した結果、立地条件及び交通の利便性が最も優れたものとして選定されており、その選定は適切なものと認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越し、事業計画についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第 20 条第 3 号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性

ア 事業を早期に施行する必要性

前記のとおり、本件事業は、小城市総合計画の後期基本計画(計画期間 平成24年度から平成28年度までの5年間)で計画されたものであり、本件事業を早期に施行する必要性があると認められる。

また、地元区長から早期実現を求める要望書も提出されている。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

小城市役所 商工観光課